

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第36号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項1号中「第1条」を「第2条」に、「敬老乗車証(」を「第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証(」に改め、同条第2項後段中「第4条本文」を「第5条本文」に改める。

別表(7)の項中「8」を「9」に改める。

(京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和4年12月27日京都市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち別表の改正規定中 「 8 」 を 「 9 」 に、

「 4 」 を 「 5 」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)